

B I S ランファルシー委員会報告書について

はじめに

B I S（国際決済銀行）に設置されたアド・ホック委員会である「Committee on Interbank Netting Schemes」（B I S 総支配人のランファルシーが議長を勤めたため、通称ランファルシー委員会と呼ばれる）では、昨年11月15日に、「G10諸国^(注)中央銀行によるインターバンク・ネットイング・スキーム検討委員会報告書」を公表した。本稿では、同時に発表されたG10諸国中央銀行総裁の共同声明を末尾に掲載するとともに、本報告書作成の経緯、内容等につき若干の解説を加えることとした。

1. 報告書作成の経緯

B I S 内の常設委員会であるペイメント・システム会議（議長はF R B エンジェル理事）では、1988年6月以来、国際的な連関を有するネットイング・システムに関する検討を行い、その結果を一昨年2月に「ネットイングに関する報告書」として取りまとめ公表した。同報告書ではネットイング・システムにおける信用リスクや流動性リスクにつき分析が行われるとともに、B I S 総裁会議に対し、ネットイング・システムのリスク評価にあたってはより多面的かつ詳細な検討を継続することが必要との提言が行われた。B I S ランファルシー委員会は、本提言を受けG10諸国中央銀行の副総裁・理事を構成メンバーとして一昨年5月に発足したものであり、その目

的は、ネットイング（相殺）を用いる国際決済システムに関し、法律的位置付けとその有効性、リスク管理の在り方、中央銀行の業務運営や金融政策との関連および監督（central bank oversight）の在り方といった幅広い角度から検討を加え、中央銀行間の共通認識の形成に努めるとともに中央銀行としての政策対応の在り方を探ることとされた。

G10諸国中央銀行が、このように国際的なネットイング・システムに焦点を当てた検討を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した背景としては、以下の諸点を指摘することができる。

① 金融取引のボリュームが主要国市場において飛躍的に拡大する中であって、取引やその決済の当事者である金融機関においては決済の効率化、コストの引下げや取引・決済に伴う各種リスクの削減が当面する大きな経営課題のひとつとなっており、こうしたニーズを背景に既にいくつかの金融市場において具体的なネットイング・システムが運営もしくは計画されていること。

——例えば、昨年2月に公表された各国中央銀行による為替市場調査によれば、主要三市場の外為取引は、1日当り4,311億ドルに達しており、しかもこの3年間に年率約30%の高い伸びを示している（図表）。こうした状況下、外為取引・決済に係るコストとリスクを削減するため、ロンドン、ニューヨークでは外為取

(注) 一般にG10諸国と呼称しているが、その構成国は、日、米、英、仏、独、伊、加、蘭、ベルギー、スウェーデン、スイスの11か国。

(図表)

主要三市場の外為取引動向

(単位 億ドル、%)

		取 引 額		86/3～89/4月中の 年平均伸び率
		1986/3月	89/4月	
3 市場 計 (1日当り)		1,965	4,311	29.0
市 場 別	東 京	480	1,152	32.8
	ロンドン	900	1,870	26.8
	ニューヨーク	585	1,289	29.1
通 貨 別	ドル・円	652	1,436	29.1
	ドル・マルク	489	947	24.0
	ドル・ポンド	391	851	28.8
	クロス取引	34	285	99.3

(資料) "Survey of Foreign Exchange Market Activity", BISほか

引の相対オブリゲーション・ネットイング・システムであるFXNET（米銀の子会社がソフトウェアを開発・提供）が87年以来導入されている。また、北米や欧州大陸諸国においては外為取引にかかる多角的オブリゲーション・ネットイング・システムの構想もみられている。

- ② こうしたネットイング・システムの普及は、決済にかかるコストやリスクの削減に寄与することが期待されるが、その構造いかんでは、逆にシステム・リスクを増幅する恐れがあるほか、国内決済システムや金融市場の安定性を損なうことも懸念される。このため、金融政策の担い手であると同時に、銀行間のネットイング・システムに対し最終的な決済サービスを提供し、かつレンダー・オブ・ラストリゾートとしての機能を担う中央銀行としては、ネットイング・システムに対し強い関心を有し、中央銀行として適切な政策対応を図ることが不可欠になること。

- ③ さらに、国際的な連関を有するネットイング・システムに対しては、複数の中央銀行が関心を有するケースが一般的であり、

したがって関連中央銀行が共通の問題意識をベースに、共同して政策対応を図ることが必要となること。

2. 報告書の内容

以上の問題意識を背景に、当報告書ではさまざまなネットイング・システムをいくつかのパターンに類型化したうえで、その構造や信用リスク・流動性リスクの所在等について整理・分析を行うとともに、中央銀行の立場からの政策対応の在り方につき取りまとめを行っている。以下では、中央銀行としての具体的政策対応にかかる部分につき骨子を紹介することとした。

(1) ネットイング・システムの構造に関する最低条件 (minimum standards)

具体的政策対応の第1は、個々のネットイング・システムの設計や運営に関し、リスク管理の観点から保持されるべき要件を次のとおり「クロス・ボーダーおよび多通貨ネットイングとその決済スキームの設計と運営に関する最低条件 (minimum standards)」として取りまとめ、公表した点である。これらの条件

は、ネットワーキング・システムが健全なカタチで設計・運営されるために具備しておくべき要件に関してG10諸国中央銀行の共通の認識を示したものであり、G10諸国中央銀行としては、関係者がこれらの基準に照らして個々のシステムを点検し、所要の対策を講ずることを期待している。

クロス・ボーダーおよび多通貨ネットワーキングとその決済スキームの設計と運営に関する最低条件

- I. ネットワーキング・システムは、すべての関係法の下で確固とした法的根拠を持たなければならない。
- II. ネットワーキング・システムの参加者は、ネットワーキングの導入が当該システムに係るリスクに及ぼす影響を明確に認識していなければならない。
- III. 多角的ネットワーキング・システムは、ネットワーキング・サービスの提供者や参加者の責任を明らかにすべく、信用リスク、流動性リスクの管理に関する明確な手順を定めていなければならない。これらのリスク管理方法は、関係者全員が各種リスクを抑制・管理するインセンティブと能力をもつようなものであると同時に、各参加者がもたらす最大の信用エクスポージャーに対して上限を課すようなものでなければならない。
- IV. 多角的ネットワーキング・システムは、その最低条件として、ネット負債額が最も大きな参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了させることができなければならない。
- V. 多角的ネットワーキング・システムは、公正かつ開かれたカタチでのアクセスが可

能となるよう、客観的かつ一般に公表された参入基準を設けていなければならない。

- VI. すべてのネットワーキング・システムは、業務処理面において信頼に足る水準を確保するとともに、日々の事務処理量に対応し得るバック・アップ設備を確保すべきである。

(2) 中央銀行による監督協調の諸原則

(principles for co-operative central bank oversight)

具体的政策対応の第2は、G10諸国中央銀行の各々が国内決済システムに対し現に担っている監督機能(oversight function)を、国際的な連関を有するネットワーキング・システムについても効果的に実践していくとの観点から、中央銀行による監督協調の諸原則について以下のとおり合意した点である。

中央銀行の監督協調に関する諸原則

(principles for co-operative central bank oversight)

- I. ネットワーキング・システムは、第一義的な責任を負った当局の監督下に置かれなければならない。
- II. 一般的にはホスト国中央銀行(システム所在国中央銀行)が、こうした責任を負うことが推定されるが、他の当局が第一義的な責任を負うことについて相互に合意するケースもあり得よう。
- III. 責任当局は、システム全体の構造と運営を監視する責務を負うとともに、当該システムの健全な運営に関心があると推定される他の中央銀行や監督当局と協議する責任を有する。
- IV. 決済ルールの妥当性に関する判定は、当該通貨発行国中央銀行と、第一義的な

責任を負う当局の共同責任においてなされるべきである。

V. クロス・ボーダーないし多通貨のネットティングあるいは決済システムが、その設計および運営面で、健全性という観点からみて信頼に欠けるような場合、中央銀行としては、監視下の金融機関がこのようなシステムを利用することを断念させるべきである。

国際的な連関を有するネットティング・システムの場合は、システムが所在する国の中央銀行（ホスト国中央銀行）、ネットティング対象通貨発行国の中央銀行（通貨発行国中央銀行）、システム参加者の母国中央銀行等、複数の中央銀行がシステムの構造や運営に関心を有するのが通例であることから、こうした枠組みを導入することにより関連中央銀行の役割分担を確認したわけである。なお、決済システムに対するcentral bank oversightとは、例えば、①決済システムをめぐる内外の関係者との意見交換、②決済システムの構造に関するルール・メイキングへの助言、関与、③決済システムのオペレーションに関する日常的なモニタリング、④決済システムの参加者に対する考査やモニタリング、といったことを総括した概念であり、これらはいずれも各国中央銀行が大なり小なり、現に果たしている機能である。

(3) 中央銀行の決済サービス

具体的政策対応の第3は、中央銀行の決済サービスの在り方に関するものである。すなわち、中央銀行は決済システムを構成する一員として、自らの決済サービスを改善することによっても決済システムに内在するリスク

を削減することができる。こうした認識から、G10諸国中央銀行では、例えば、①ネットティング・システムに対し中央銀行が提供するネット決済サービスの在り方をどう考えるか、②国際決済の効率性向上やリスク削減等の観点から中央銀行システムの稼働時間の在り方をどう考えるか、といった点について中央銀行間で今後とも検討を進めていくことを確認した。

(4) 自己資本比率に関するバーゼル合意（Capital Accord）上のネットティングの取扱い
具体的な政策対応の第4は、自己資本比率に関するバーゼル合意におけるリスク・アセット算定上のネットティングの取扱いにつき、さらなる検討を加えるようバーゼル銀行監督委員会に対し要請を行った点である。1988年のバーゼル合意では、限定された範囲のネットティング・スキームのみを有効とする取扱いがなされたが、ランファルシー委員会における検討作業を通じ、これを改めて吟味することが望ましいと判断されたため、こうした要請を行うこととなったわけである。

3. 報告書の意義

当報告書が検討対象としている国際的に連関性を有するネットティング・システムは、金融機関等民間の経済主体が自らのビジネスを追求するプロセスで出現・発達してきたイノベーションの一種ととらえることができよう。ネットティングの導入により、取引・決済に係るコストやリスクが削減できれば、金融機関は自らの競争力の向上やビジネス・チャンスの拡大を図ることができるからである。

こうした新しいビジネスあるいはイノベー

ションが、さまざまなかたちで展開され、金融・資本市場の安定的発展を支えていくことは国際的にみた決済全体の効率化に資することが期待される。しかし一方で、こうしたイノベーションが不健全なかたちで発達することがあれば、決済システムに内在するリスクを却って増大させ、金融・資本市場の安定を損う危険性があることも看過されるべきではない。当報告書はこうした認識に立ってG10諸国中央銀行が、ネットィング・システムの健全な発展を促すことを期待して作成したものである。

(信用機構局 決済システム課)

1990年11月15日

G10中央銀行総裁共同声明（仮訳）

1. G10諸国の中央銀行総裁は、9月10日および11月12日に会議を開催、G10諸国中央銀行の副総裁・理事クラスにより構成され、B I S 総支配人を議長とする銀行間ネットィング・スキームに関する委員会が、G10諸国総裁のために取り纏めたクロス・ボーダーおよび多通貨ネットィング・スキームに関する報告書（以下委員会報告書）について討議した。

本日、B I S から公表された委員会報告書は、先にペイメント・システム会議が取り纏め、1989年2月に公表したネットィング・スキームに関する報告書において、ネットィング・スキームが中央銀行にとって共通の重要関心事項である旨確認されたことを受け、同スキームの政策的インプリケーションに関し、より踏み込んだ分析を行ったものである。

2. G10諸国総裁は、銀行間決済システムの効率性および安定性を維持し、その向上を促すことは、各中央銀行にとって共通の政策的関心事であるとの認識を出発点として、委員会報告書の検討を行った。その結果、G10諸国総裁は、クロス・ボーダーおよび多通貨ネットィング・スキームは、銀行間決済システムに影響を及ぼし得るがゆえに、注意深く吟味する必要があるという点について合意した。また、G10諸国総裁は、こうしたネットィング・スキームは、その構造如何によるが、一定の要件を満たす場合には、市場参加者の決済にかか

るコストおよび信用リスク、流動性リスクを削減し、以って銀行間決済システムの効率性、安全性を向上させ得るという点について合意した。その際、G10諸国総裁は、委員会報告書のパートCに記されているクロス・ボーダーおよび多通貨ネットティングとその決済スキームの設計と運営に関する最低条件を、ネットティング・スキームが満たすべき一定の要件として支持した。

3. G10諸国総裁は、中央銀行は、国内決済システムを監督(oversight)するのと同様に、各国に跨り、銀行の信用リスク、流動性リスクを直接結び付けているネットティング・システムについても、協調してこれを監督することが必要であるという点について合意した。これを受け、G10諸国総裁は、委員会報告書のパートDに記されているクロス・ボーダーおよび多通貨ネットティングとその決済スキームの監督協調に関する諸原則(principles for co-operative oversight)を採択すること、およびその他諸国の中央銀行に対しても、中央銀行間の協調の枠組みとして、これらの原則の使用を検討するよう勧奨すること、を決議した。

4. G10諸国総裁は、委員会報告書を、バーゼル銀行監督委員会に送達するとともに、G10諸国の監督当局が個別金融機関を監督するに際して、クロス・ボーダーおよび多通貨ネットティングとその決済スキームに関する最低条件、および同スキームを各国中央銀行が協調して監督するに当たっての諸原則に配慮するよう要請する点について合意した。加えて、G10諸国総裁は、バーゼル

銀行監督委員会に対し、国際業務に携わる銀行の自己資本の測定と基準に関する国際的統一化についての1988年バーゼル合意におけるネットティングの取扱いについて、委員会報告書に照らし、さらなる検討を加えるよう要請することで合意した。

5. 最後に、G10諸国総裁は、委員会報告書を、ペイメント・システム会議(the Group of Experts on Payment Systems)を後継するかたちで新たに設置された支払決済システム委員会(the Committee on Payment and Settlement Systems)に送達するとともに、同委員会に対し、クロス・ボーダーおよび多通貨取引の決済について、その効率性を高め、リスクを削減するために、各中央銀行が個別に、もしくは協調して講じ得る諸施策を引き続き検討するよう要請する点について合意した。